



# グッとと簡潔に。

# グッとと便利に。

様式第9

## 馬登録申請書(平地用)

地方競馬全国協会理事長 殿

※申請者の情報

フリガナ

馬主登録名  
(馬主の氏名または名称)

代表者の氏名  
(法人または組合馬主の場合のみ)

住所

電話番号  
(左づめハイフン除く)

馬主登録番号

血統登録番号

馬名

性

マイクロチップ番号

調教師の氏名

地方競馬  
登録番号

記入日

年 月 日

共有

中同名

旧同名

こちらは、NAR使用欄のため、記入しないでください

法人馬主は、法人の住所を記入する。組合馬主は、事務所の住所を記入する。

日中に連絡のつく電話番号を記入する。本邦外に住所を有する馬主は、連絡責任者の電話番号を記入する。

記入例

東京 01-0001

※当該馬が共有馬にあつては、申請者は共有代表馬主とする。

どう便利になる!?  
例えば...

**特徴の記入が  
不要になる!**

※血統書の添付は変わらず必要です。

共有馬の馬所有念書も  
1枚のみになるなど  
利便性アップ!

利用開始

2023年

2月28日

馬登録関係の各種様式がすべて新しくなります。

# 申請書・届書・念書の 様式を簡略化します。

現行の様式(旧様式)は、2023年3月31日をもって配布中止\*となります。予めご了承願います。

\*配布中止以降も、旧様式は引き続き有効です。ただし、新旧の様式を混在させた形での手続きはご遠慮いただくなど制限がございますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 地方競馬全国協会 審査部 登録課 (担当者 千田) ☎03-3583-2142

# 新様式でどう便利になる!?

## 主な改良点とその目的

### 全ての様式が一つにまとまる。

書類の選択に迷わないよう、  
手続き一つにつき様式も一つに整理されます\*。  
例えば、馬登録申請書なら、  
旧様式では4種類ありますが、  
新様式では1種類のみになります。

\*馬所有念書のみ、様式第11(日本国内に住所を有する馬主用)と様式第12(本邦外に住所を有する馬主用)の2種類があります。

### 記入量が少なくなる。

より少ない負担で手続きできるよう、  
馬の性別など定型的な要素には、  
選択式✓を新たに導入しました。  
さらに、添付書類で確認できる情報を整理し、  
記入項目と記入量を削減しました。

(例) 馬登録申請書(平地用)

馬登録申請書(平地用) 様式第9

地方競馬全国協会理事長 殿

記入日 年 月 日

フリガナ

馬主登録名 (馬主の氏名または名称) 代表者の氏名 (法人または団体名を記載する)

住所 法人馬主は、法人の住所を記入する。個人馬主は、馬主馬の住所を記入する。

電話番号 (定づめのハイフンを除く) 日中に連絡のつく電話番号を記入する。本邦外に住所を有する馬主は、連絡責任者の電話番号を記入する。

馬主登録番号

※当該馬が共有馬にあっては、申請者は共有代表馬主とする。

血統登録番号 年 生 第 号

馬名 父名 母名

性  牡  牝  セン 所属

マイクロチップ番号 3921180

調教師の氏名 調教師 免許番号 01-

地方競馬 旧登録番号 年 月 日 中央競馬 抹消年月日 年 月 日

貴協会業務方法書の規定により、必要な書類および登録料を添え、上記のとおり馬の登録を申請します。  
なお、共有馬における共有馬主およびその持分については(組合馬主における組合員およびその出資比率については)、添付の馬所有念書に記載のとおりです。

以下は、NAP使用のため、記入しないでください。

受付年月日	種別	抹消年月日	抹消場所	実面者	登録年月日	登録番号	収入年月日

### 共有馬の念書も1枚でOK。

抜本的な見直しにより、  
全ての様式で利便性が向上しました。  
例えば、馬所有念書の場合、  
専有や共有など馬の所有形態に関係なく、  
どのケースも1枚のみの提出で可となります。

### 読みやすくなる。

誰にとっても読みやすいとされる、  
ユニバーサルデザインのフォントを採用。  
可読性や視認性を高めることによって、  
読み間違いや書き漏れなど、  
うっかりミスが発生を防ぎます。

(例) 馬所有念書

馬所有念書 様式第11

※以下、チェック欄(□)がある項目は、該当する選択肢に✓を入れて必要事項を記入する。

地方競馬全国協会理事長 殿

記入日 年 月 日

馬名 (馬主馬主名) 父名 母名 生年月日 年 月 日

上記の馬は、次の方法で取得等しており、

取得方法等

馬登録

譲渡(売買契約書や譲渡証明書など、譲渡を証明する書類を添付します)

自家生産馬または仔分け

JRAからの移籍馬で、JRAの馬登録抹消時から継続して、同一人格の馬主が所有または共有

地方競馬の再登録馬で、地方競馬の馬登録抹消時から継続して、同一人格の馬主が所有または共有

その他( )

馬主変更

譲渡(売買契約書や譲渡証明書など、譲渡を証明する書類を添付します)

馬主変更の前後に、共通の馬主が居る

その他( )

そして、次の形態で、現に所有または共有している(組合馬主にあっては組合財産としている)ことに相違ありません。

専有 / 私が所有しています。 氏名または法人の名称 氏名または法人の名称

法人の場合は代表者の氏名

共有 / 以下に記載の者が を代表として、記載の割合で共有しています。

氏名または法人の名称	代表者の氏名 (法人の場合は)	馬主登録番号	持分	氏名または法人の名称	代表者の氏名 (法人の場合は)	馬主登録番号	持分
1			31				
2			32				
3			33				
4			34				
5			35				
6			36				
7			37				
8			38				
9			39				
10			40				

組合有 / 以下に記載の者が出資する(組合名) が組合財産としています。

組合員の氏名	出資比率	組合員の氏名	出資比率	組合員の氏名	出資比率
1	5	9	10		
2	6				
3	7				
4	8				